

をして坑内に於て就業せしむることを得ること。

第三 鑛業權者鑛山監督局長の許可を受けたときは規則第十二條及第十三條の規定に拘らず十六歳未満の者及女子をして規則第十二條及第十三條各号の業務に就かしむることを得ること。

第四 鑛山監督局長必要ありと認むるときは前各條の鑛業權者に對し前各條の規定實施のため勤務管理に關し必要な事項を命ずることを得ること。

第五 鑛業權者第二條の規定により十六歳未満の男子又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子を坑内に於いて就業せしめんとするときは醫師をしてその者の健康診斷を爲さしむべきこと。但し厚生大臣の指定する健康診斷を受け三月を経過せざる者に就ては此の限に在らざること。

第六 鑛業權者は毎年少くとも二回醫師をして第二條の規定に依り坑内に於て就業する十六歳未満の男子又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子の健康診断を爲さしむべきこと。

其年に於いて前條の規定に依る健康診断又は厚生大臣の指定する健康診断を受けたる者に就てはその受けたる回数に應じ前項の規定に依る健康診断は之を爲さしめざることを得ること。

(以下略)

## 昭和十八年度醫藥品等需給計畫の閣議決定

定

(四) 男子學生生徒の制服の新規仕立はこれを國民服乙號に、外套は可及的國民服外套に準ぜしむること。但し學童服については原則として制服を限定せざること。

戰時經濟運營の根幹をなす昭和十八年度國家計畫の策定は四月三十日閣議決定の物資動員計畫を筆頭として諸々完了しつゝあつたが、五月十八日の閣議に於い

ては更に醫藥品等需給計畫の決定を見るに到つた。右に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

### 昭和十八年度醫藥品等需給計畫

(昭和十八年五月十八日)  
(企畫院總裁談)

昭和十八年度醫藥品等需給計畫は本日の閣議で決定を見た。本計畫は本年度物資動員計畫に據り製品の配當化をなすべき重要物資として軍需、民需及び輸出用を通じて重要醫藥品、衛生材料及び体温計につきこれが製品の需給計畫を策定したものであるが特に本計畫において考慮を加へたる主なる點は次の通りである。

一、重要醫藥品、衛生材料等の重要性に鑑みこれが計劃的生產を強化するとともに集荷ならびに配給につき適切なる措置を講ずること。これがため不要不急品の生產はこれを壓縮すること。

二、新藥新製劑等に付ては速かに品質及び規格の適正化を圖ると。

三、原材料、資材等に付てはこれが確保に努むること。

等である。重要醫藥品等の戰力増強上占むる重要な使命に鑑み政府は之が實施確保に付萬全を期する所存である。なほ皇國以外の東亞全域における醫藥品等に關しては各地域民生の暢達を主眼として別途の考慮を運らすものである。

(三) 外套は合着および兩前仕立のものを廢止する」と。

### 戰時衣生活簡素化實施要綱の閣議決議

決戰段階下の國民衣生活の清新簡素化を目的とする戰時衣生活簡素化實施要綱は昭和十八年六月四日閣議に於いて左の如く決定を見るに到つた。

### 戰時衣生活簡素化實施要綱

(昭和十八年六月四日)  
(企畫院總裁談)

政府は國民衣生活の徹底的簡素化を圖るため本日の閣議において左の要旨の如く之が決定を見た。

一、織物についてはその種類、規格を單純化し、概ね全面的な指定生產制を實施することにより、高級品及不要不急品の生產を壓縮する」ととし特に左の點に付考慮す。

(一) 着尺用綿織物については努めて大衆需要品たる銘仙級に生產を集中すること。

(二) 小幅織物の一反の長さを短縮すること。

(三) 帶地の幅及長さを短縮すること。

二、染色についてはつとめて華美を避け質實清楚なる

を旨とし配色等を限定するの措置を講ず。

三、衣服の仕立については纖維量を節約するとともに活動的、衛生的たらしむるを旨とし左による

く措置すること。

(一) 和裝の仕立については短袂にいらしむる」と

するものによらしむること。但し茶褐色以外の生

地による仕立をも認むる」と。

(二) 男子洋服はこれを國民服乙號またはこれに準ずるものによらしむること。但し茶褐色以外の生

地による仕立をも認むる」と。

(三) 外套は合着および兩前仕立のものを廢止する

女子學生生徒の制服についてはその裝飾的部分